

静岡県立こども病院における競争的資金に係る間接経費の取扱方針

平成29年3月24日 制定

1 目的

この方針は静岡県立こども病院が獲得した国又は独立行政法人等が実施する競争的資金の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、文部科学省が定める平成13年4月20日付け「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途等について、必要な事項を定める。

2 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3 間接経費の目的

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4 間接経費の額

間接経費の額は、原則として直接経費の30%以内に当たる額とし、この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。ただし、競争的資金の制度、または配分機関と静岡県立こども病院との契約等により別に定める場合はこの限りではない。

5 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

6 その他

その他必要な事項は、病院長が定める。

(別表 1)

間接経費の主な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、次のものを対象とする。

ただし、例示以外の経費であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するため、病院長が必要な経費と判断した場合は執行することは可能である。

なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

区 分	内 容
管理部門に係る経費	①管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 ②管理事務の必要経費 器械備品購入費、消耗品費、賃借料、手数料、人件費、通信運搬費、謝金、旅費、諸会費、印刷製本費など
研究部門に係る経費	①共通的に使用される物品等に係る経費 器械備品購入費、消耗品費、賃借料、手数料、通信運搬費、謝金、旅費、諸会費、印刷製本費、図書費、光熱水費 ②当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者等の人件費、器械備品購入費、消耗品費、賃借料、手数料、通信運搬費、謝金、旅費、諸会費、印刷製本費、図書費、光熱水費 ③特許関連経費 ④設備の整備、維持及び運営経費 ⑤ネットワークの整備、維持及び運営経費 ⑥図書室の整備、維持及び運営経費など
その他の関連する事業部門に係る経費	①研究成果展開事業に係る経費 ②広報事業に係る経費など